

九州大学育児シッター利用支援実施要領

平成27年12月15日

総 長 裁 定

1. 趣旨

本実施要領は、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（特色型）」として、九州大学（以下「本学」という。）が実施する育児シッター利用支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

本学に雇用されている女性研究者等が、子の通常保育者である保育所等に保育を委託できない時間帯等に、業務上やむを得ず勤務する場合に、本学が法人契約をした育児シッター派遣会社（以下「派遣会社」という。）から育児シッターを派遣し、その費用の一部を本学が負担することで、当該研究者等の教育研究活動の遂行を支援することを目的とする。

3. 支援対象者

本学に雇用されている女性研究者とする。ただし、配偶者が大学、大学共同利用機関、独立行政法人で雇用されている研究者である男性研究者も含む。

なお、学術研究員については、本学における1週間の勤務が20時間以上の者に限る。また、医員・研修医等については、本学における1週間の勤務が20時間以上の者で、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されており、かつ、主体的に従事していることを部局長等が証明した場合に限る。

4. 保育の対象

生後57日目から小学校3年生までとする。

5. 利用できる場合と利用時間帯

①通常の保育時間を超えて勤務が必要な場合：18時から22時まで

ただし、深夜勤務が必要と認められた場合は、翌朝7時まで

②病児・病後児等のため保育所等へ登園できない場合：7時から18時まで

③休日に学会等・大学主催のイベント・入試業務・講義がある場合：7時から22時まで

ただし、用務（移動時間を含む）のある時間帯に限る。

④その他、利用者が希望する場合で、派遣会社が育児シッターを派遣可能であれば、上記以外の日時に利用することができるものとする。ただし、利用料金については、利用者が全額を負担すること。

6. 保育場所

①利用者の自宅

なお、条件（駅からの距離など）によっては育児シッターを通常どおり派遣できない場合もあるため、登録時に確認すること。

②その他、利用者が使用責任をもって管理でき、かつ保育時間の利用を確保した部屋（出張

先での宿泊施設等)。

なお、事前に保育場所の安全が確保できるか、利用者と派遣会社で確認すること。

③本学構内での利用は認めない。

7. 利用料金等

①利用料金

派遣会社への入会金、年会費の全額及び基本利用料の半額を本学が負担し、それ以外の利用料(基本利用料の半額、育児シッター交通費、延長・キャンセル料、オプション代等)を利用者が負担するものとする。

②利用時間の開始と終了

利用者または保育する子どものいずれか若しくは両者と育児シッターが会った時点から、利用者に子どもを引き渡し、利用者に業務終了の確認を行うまでの時間とする。

8. 利用方法

(1) 登録

①登録申請

利用希望者は、毎年度、原則として利用開始日より2週間前までに所定の様式により「登録申請書」及び証拠書類を男女共同参画推進室に提出すること。また、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録申請書を再提出すること。

なお、自宅の立地が不便な場所にある場合等には、派遣が可能かどうかの確認に時間がかかる場合があるので、日程に余裕をもって登録申請を行うこと。

②派遣会社への利用者登録

男女共同参画推進室は、登録申請のあった者について、資格を確認の上、派遣会社へ利用者登録を行う。

③派遣会社への利用者詳細情報登録

利用者は、本学による利用者登録が終了した後速やかに、派遣会社の利用規約に同意の上、育児シッターに必要な詳細情報を派遣会社へ登録すること。

(2) 利用予約

①利用者は、利用希望日時を派遣会社に直接申し込み、当日の利用の打合せを行うこと。

②ただし、休日及び深夜22時以降の利用を希望する場合は、上記①に加え、利用日の1週間前までに所定の様式により「利用申請書」及び証拠書類を男女共同参画推進室へ提出すること。理由を確認の上、男女共同参画推進室から派遣会社へ承認の連絡を行う。

(3) 利用の報告

利用者は、育児シッターを利用した後速やかに、所定の様式により「利用報告書」及び証拠書類を男女共同参画推進室へ提出すること。

なお、当月末(月末利用の場合は翌月の第1営業日)までに利用報告書等の提出がなかった場合は、利用料の全額を利用者負担とする。

(4) 料金の支払い

利用者は、派遣会社から月末締めで利用者宛に送付される請求書内容を確認の上、直接派遣会社に支払うこと。

9. 勤務時間管理

裁量労働制適用職員が休日又は深夜に勤務する場合は、あらかじめ許可を受ける必要がある。また、それ以外の職員が休日又は時間外に勤務する場合は、超過勤務命令若しくは業務命令がある必要がある。

10. 個人情報の取扱い

当該支援事業で知り得た個人情報は、当該支援事業を円滑に行うことを目的として、派遣会社、担当する育児シッター、及び本学担当部署が使用し、利用者の同意を得ること無く目的外の使用及び第三者への提供は行わない。

11. その他

- ①派遣会社は、万一の事故の場合等に適用される補償保険に加入している。当該保険は、万一保育中に子どもが傷害を被った場合に補償を行うものである。
- ②利用者は、不測の事態を考慮し、常に育児シッターと連絡可能な状態を維持し、自己責任のもとに保育を依頼すること。
- ③利用者の責任に基づき、育児シッターが派遣されているものであるため、利用者と育児シッター個人または派遣会社間でのトラブル等については、いかなる理由があっても本学は関与しない。
- ④個人的なトラブル以外であって、本学と派遣会社間で検討が必要な安全に関する問題が生じた場合は、その都度個別に対応する。
- ⑤地震・噴火・津波・台風等の災害、若しくは急な依頼等の場合は、育児シッターの派遣が不可能なことがある。
- ⑥本学全体の利用者数、利用回数等により、予算の都合上、事業が中止、若しくは支援内容が変更になることがある。
- ⑦利用の仕方に疑義が生じた場合は、利用者の勤務等の実態を調査することがある。
- ⑧本要項に反する不適切な利用が認められた場合は、利用者の登録を抹消し、本学支援金額の全額返還を求めることがある。

12. 雑則

この要領に定めるもののほか、育児シッター利用支援の実施に関し必要な事項は、男女共同参画推進室長が別に定める。

13. 実施

この要領は、平成28年1月1日から実施する。